

改正健康増進法施行に伴う 受動喫煙対策について



健康生きがい課

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

基本的な考え方 第1

「望まない受動喫煙」をなくす

基本的な考え方 第2

受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

基本的な考え方 第3

施設の類型・場所ごとに対策を実施

改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。

2018年	2019年		2020年	
7月25日	1月24日	7月1日 9月（ラグビーW杯）	4月	7月（東京オリパラ）
法律公布	一部施行①（国及び地方公共団体の責務等） （公布後6ヶ月以内で政令で定める日）			
		一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関） （公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日）		
			全面施行（上記以外の施設等） 2020年4月1日	

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道

- ・国会、裁判所
等

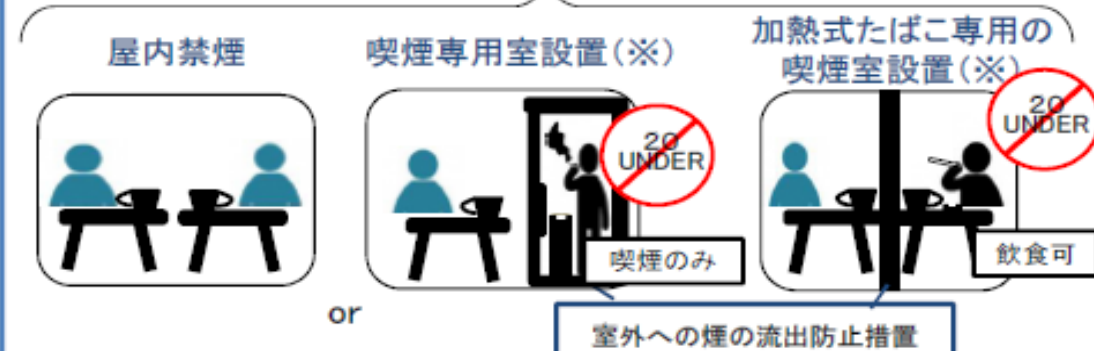
*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要） 経営判断により選択



○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能 喫煙可能(※)



- ※ 全ての施設で、
喫煙可能部分には、
①喫煙可能な場所である
旨の掲示を義務づけ
②客・従業員ともに
20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

経営
判断
等

2020年
4月1日
施行

喫煙を主目的とする施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

喫煙目的施設

○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例)できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

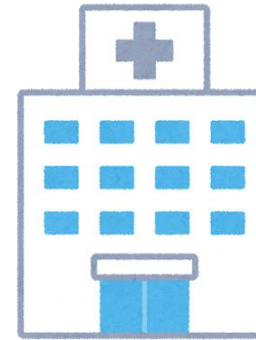
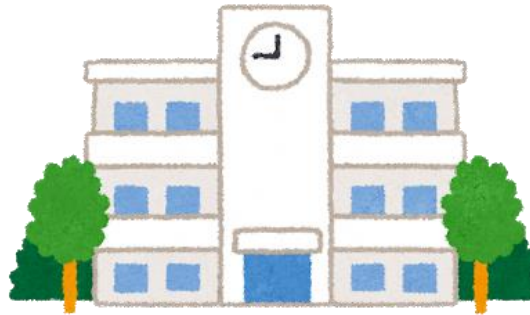
2019年
1月24日
施行

2019年7月1日 施行 「敷地内禁煙」

第一種施設

(子どもや患者等に特に配慮が必要)

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等



* **特定屋外喫煙場所**・・・屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

* 特定屋外喫煙場所

(1)当該措置

- ①喫煙をすることができる場所が区画されていること
- ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
- ③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所

(2)近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮が望ましい

(3)特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではない

2020年4月1日施行 「原則屋内禁煙」

第二種施設

(多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設。)

- ・事務所
 - ・工場
 - ・ホテル、旅館
 - ・飲食店
 - ・旅客運送用事業船舶、鉄道
 - ・国会、裁判所
- 等



* **喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室**・・・第二種施設の屋内又は内部の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室の場所を専ら喫煙することができる場所として定めることができる。

* 喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室

屋内の一部

↳ 加熱式たばこ

(1) 煙の流出を防止するための技術的基準

- ア 出入り口において、室外から室内に流入する空気の気流が、毎秒0.2m以上であること
- イ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井壁等によって区画されていること
- ウ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること

(2) 標識の掲示



室内での喫煙以外の行為 ×



室内での喫煙以外の行為 ○

(3) 20歳未満の者を立ち入らせてはならない

※20歳未満の従業員であっても、立ち入らせてはならない

一般的な事業者が適合

経過措置 「喫煙可能室」

屋内の
「全部または一部」

既存の経営規模の小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

(1) 煙の流出を防止するための技術的基準

喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室と同様

※屋内の全部を喫煙可能室とする場合・・・喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていること

(2) 標識の掲示



室内での喫煙以外の行為 ○

(3) 20歳未満の者を立ち入らせてはならない

※20歳未満の従業員であっても、立ち入らせてはならない

既存特定飲食提供施設に限定

2020年4月1日施行

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

屋内の
「全部または一部」

(1) 煙の流出を防止するための技術的基準

喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室と同様

(2) 標識の掲示



室内での喫煙以外の行為 ○

(3) 20歳未満の者を立ち入らせてはならない

※20歳未満の従業員であっても、立ち入らせてはならない

施設内で喫煙可能

宇治市役所庁内の受動喫煙対策について

第一種施設対策

2019年7月1日～

	以前の状況	対策
小中学校・幼稚園・保育所	敷地内 禁 煙	—
本庁舎・水道庁舎・ 消防本部及び各消防署	喫煙所 あ り	特定屋外喫煙所を設置

宇治市役所庁内の受動喫煙対策について

第二種施設対策

2019年7月1日～

	以前の状況	対策
ふれあいセンター・コミュニティセンター・集会所の一部(9施設)・産業振興センター・内職センター・総合福祉会館・地域福祉センターの一部(5施設)・議会棟・生涯学習センター・公民館	喫煙所あり	敷地内禁煙に移行
文化センター・観光センター・産業会館・コミュニティワーク・玉池集会所・斎場・墓地公園・植物公園・体育館・東宇治浄化センター・源氏物語ミュージアム・職員会館	喫煙所あり	第一種施設の特定屋外喫煙所に準ずる喫煙所を設置
その他の第二種施設	喫煙所なし	—

